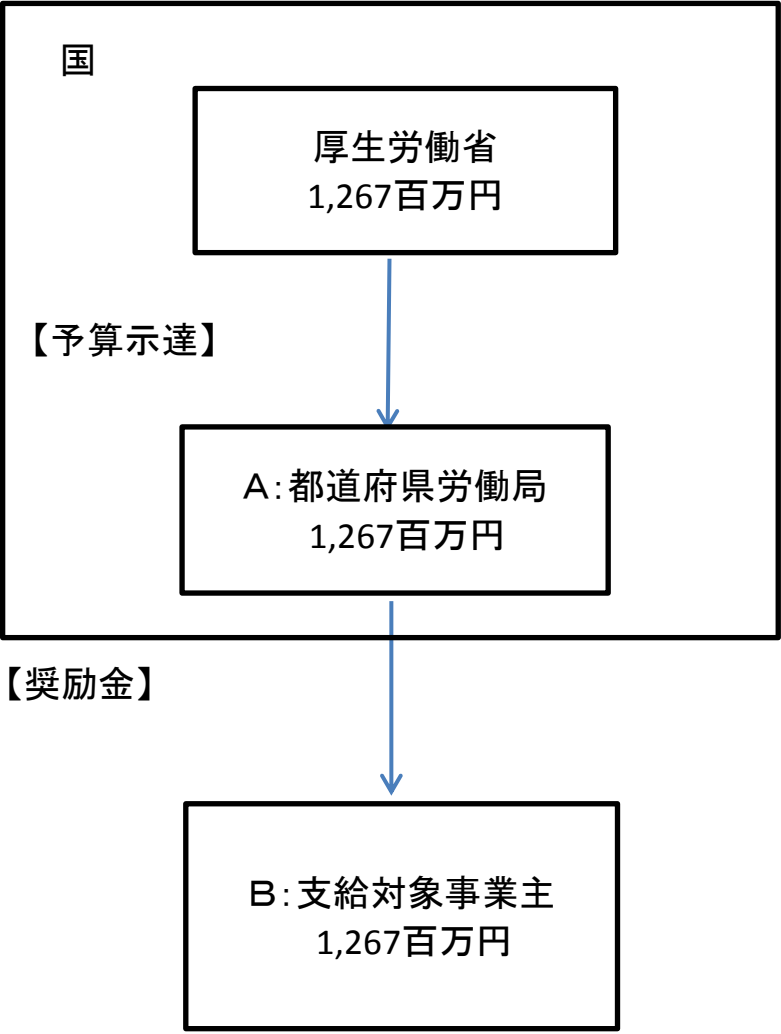


事業番号										0534	
平成２７年度行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		若年者等正規雇用化特別奨励金			担当部局庁		職業安定局 派遣・有期労働対策部			作成責任者	
事業開始年度		平成２０年度	事業終了 （予定）年度	平成２６年度	担当課室		若年者雇用対策室			若年者雇用対策室長 牛島 聡	
会計区分		労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名		Ⅳ－３－１ 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定促進を図ること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		雇用保険法第62条第1項第5項			関係する計画、通知等		－				
主要政策・施策					主要経費		社会保障				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主に対し奨励金を支給することにより、年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。 （平成24年3月31日で事業終了。平成26年度まで経過措置あり。）									
事業概要 （5行程度以内。別添可）		就職が困難な年長フリーター等を正規雇用した事業主に対して、対象者一人につき、中小企業は100万円、大企業は50万円を支給する。 支給方法：雇用継続に資するよう、3年間にわたり3回に分けて支給（正規雇用後、半年経過後に1／2、1年半経過後に1／4、2年半経過後に1／4ずつ支給）。									
実施方法		直接実施									
予算額・執行額 （単位：百万円）				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	7,342	3,920	3,032	－	－			
			補正予算	－	－	－	－				
			前年度から繰越し	－	－	－	－	－			
			翌年度へ繰越し	－	－	－	－				
			予備費等	－	－	－	－				
				計	7,342	3,920	3,032	0	0		
		執行額		9,488	3,413	1,267					
		執行率（％）		129％	87％	42％					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		定量的な成果目標		成果指標			単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 － 年度
		－		－		成果実績	％	－	－	－	
						目標値	％	－	－	－	
						達成度	％	－	－	－	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由				定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標		代替指標			単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 － 年度
		予算上の支給対象人員		支給対象人員の実績		実績	人	26,495	13,138	4,141	
						目標値	人	23,786	16,084	9,909	－
						達成度	％	111％	82％	42％	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
		※本事業は平成23年度で終了しているもの。			活動実績	万人	－	－	－		
					当初見込み	万人	－	－	－	－	
単位当たりコスト		算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
		※本事業は平成23年度で終了しているもの。			単位当たりコスト	－	－	－	－	－	
					計算式	－	－	－	－	－	
平成27・28年度予算内訳 （単位：百万円）	費 目		27年度当初予算		28年度要求		主な増減理由				
			0		0		本事業は、平成23年度で事業終了。				
計		0		0							

事業所管部局による点検・改善						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	我が国の社会・経済を担うべき若年者をフリーターから離脱させ正規雇用化させることは社会的な要請であり、民間等による支援では就職が難しい者に対しては、国費を投入して支援する必要があると考えている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	若年者等に対する就職支援は全国一律で支援を実施する必要がある。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		△	本奨励金は平成23年度で終了している。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受益者である事業主の負担を考慮した必要な経費を負担するものであり妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業目的に即した支給要件を設定しており、これら要件を満たした事業主にのみ支給している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		△	利用見込みを下回ったため。		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	本奨励金は平成23年度で終了し、経過措置分も26年度で終了している。				
	改善の方向性	事業終了。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
終了予定	事業は当初の予定通りの成果を達成したため、平成26年度をもって終了すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
予定通り終了	当該事業は終了するが、得られた知見は他の事業にも活用する。					
備考						
○事業仕分け第3弾:平成22年度行政刷新会議 事業番号3(5)若年者等正規雇用化特別奨励金 【評価結果】若年者等正規雇用化特別奨励金:見直し。 【とりまとめコメント】事業の見直しを行うことと併せ、予算要求については、真のニーズに対応したものに限定すべき。原則前年度の実績をベースとして要求に限定すべき。 【対応状況】予算要求については、実績をベースに、真のニーズに対応したものに限定との指摘を踏まえ、対前年度比で約30%の予算規模縮小を行った。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	741	平成23年度	673	平成24年度	596	
平成25年度	525	平成26年度	526			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.大阪労働局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
雇用安定給付金	事業主に対する奨励金	175			
計		175	計		0
B.支給対象事業主「A社」			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
奨励金	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1.5			
計		1.5	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪労働局	事業主に対する奨励金の支給	175	－	－
2	東京労働局	事業主に対する奨励金の支給	145	－	－
3	愛知労働局	事業主に対する奨励金の支給	84	－	－
4	兵庫労働局	事業主に対する奨励金の支給	80	－	－
5	福岡労働局	事業主に対する奨励金の支給	60	－	－
6	京都労働局	事業主に対する奨励金の支給	58	－	－
7	北海道労働局	事業主に対する奨励金の支給	53	－	－
8	神奈川労働局	事業主に対する奨励金の支給	46	－	－
9	新潟労働局	事業主に対する奨励金の支給	36	－	－
10	埼玉労働局	事業主に対する奨励金の支給	35	－	－

B

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1.5	－	－
2	B社	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1.5	－	－
3	C社	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1.5	－	－
4	D社	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1.3	－	－
5	E社	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1	－	－
6	F社	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1	－	－
7	G社	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1	－	－
8	H社	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1	－	－
9	I社	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1	－	－
10	J社	若年者等を継続雇用したことに伴い支給される奨励金	1	－	－